

疾病第3038号  
令和4年3月30日

各関係団体の長 様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

**B.1.1.529** 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

本県の感染症対策につきましては、日頃、格別な御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年3月16日付け（令和4年3月22日一部改正）で厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添写しのとおり事務連絡があり、オミクロン株が主流である中においては、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを求められるとされています。

このため、県では、同一世帯内などと比較して感染する確率の低いとされる事業所等（重症化リスクの高い方が入所等している施設を除く）においては、感染者が発生した場合でも、集団感染が発生した場合等を除き、保健所等による一律の積極的疫学調査や濃厚接触者の特定・行動制限は行わないこととしました。

つきましては、事業所等において感染者が発生した場合は、下記事項に御留意のうえ、状況に応じて自主的な感染防止対策を徹底していただけますよう、貴団体の会員へ対して周知方よろしくお願いいたします。

なお、事業所等における感染防止対策については、業種別ガイドラインの順守とともに、基本的な感染防止対策の実施に引き続きご協力をお願いいたします。

#### 記

- ① 事業所等で感染者と接触があったことを理由として、出勤や外出を制限する必要はありませんが、検温など自身による健康状態の確認、マスクの着用など、感染防止対策を実施してください。

- ② 事業所等で感染者と接触（※）があった場合は、接触のあった日から、1週間程度、以下の行動を控えてください。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診してください。
- ・重症化リスクの高い方（高齢者や基礎疾患を有する方など）との接触
  - ・重症化リスクの高い方が入所等している施設への訪問
  - ・不特定多数の方が集まる飲食、大規模イベントへの参加等感染リスクの高い行動
- ③ 事業所等での感染者との接触（※）が、感染対策を行わずに飲食をしたなどの場合は、5日程度の待機に加えて自主的に検査を行うなど、外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとってください。

※ 接触：感染者の感染可能期間（発症2日前～）において、

- ・長時間の接触があった
- ・手の触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクの着用等必要な感染予防策をしない状況で、15分以上の接触があった」等（「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」より）

**【担当】**

千葉県健康福祉部疾病対策課

TEL 043-223-2691